

第 2 6 回岩手県環境審議会

日 時 平成 2 5 年 2 月 6 日 (水) 1 0 時 0 0 分～
場 所 サンセール盛岡 3 階 大ホール

1. 開 会

○伊藤副部長兼環境生活企画室長 ただいまから第26回岩手県環境審議会を開催いたします。

ご出席いただいている委員の皆様は、委員及び特別委員総数31名のうち22名であり、過半数に達していますので、岩手県環境審議会条例第7条第2項の規定により、会議が成立することをご報告申し上げます。

なお、審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、当審議会にあつては会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報をインターネットの県のホームページにて公開することとしておりますので、あらかじめご了承願います。

2. あいさつ

○伊藤副部長兼環境生活企画室長 では、初めに工藤環境生活部長からご挨拶を申し上げます。

○工藤環境生活部長 皆さん、おはようございます。大変寒い中、またお忙しい中をこのようにお集まりいただきまして大変ありがとうございます。また、委員の皆様方には日頃より環境行政に関しまして、大変ご理解とご協力をいただいているということでございます。この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。

本日議題といたしまして、岩手県環境基本計画の指標の変更についてご審議を賜りたいと存じます。また、各部会におきます審議結果につきましてご報告をいただきますほか、事務局からは平成23年度環境基本計画の進捗状況並びに東日本大震災津波に係る環境生活部の取組について、さらには災害廃棄物処理の状況についてご報告させていただくこととしております。

限られた時間ではございますが、委員の皆様方には忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ですが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくようお願い申し上げます。

3. 議 事

- (1) 岩手県環境基本計画の指標の変更について

○伊藤部副部長兼環境生活企画室長 それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、審議会条例第3条第2項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、以降の進行は大塚会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○大塚会長 皆様、おはようございます。年度末も近くなってまいりまして、お忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。

東日本大震災からそろそろ丸2年を迎えようとしております。岩手県、今いわゆる震災からの復興ということで全県挙げて取り組んでいるところですが、震災によりまして失われたいろんな環境、自然、そういったものの再生という中で、この環境審議会も携わる部分もございます。例えば、今日の議題として23年度から新しくなっております環境基本計画の一部も、震災等に伴う一部見直しをしなければならないという内容も含まれております。

それから、世界的と言うとちょっとオーバーですが、最近非常に中国の大気汚染の問題が大きく取り上げられております。微小粒子状物質、いわゆるPM2.5が日本のほうにも飛来して、西日本ではその影響が出ていると。現時点では岩手県のほうにはそういった兆候は見られませんが、これから春になりまして黄砂等が飛来する時期になりますと、場合によっては、中国の大気汚染の影響があらわれるかもしれないということもございます。そういった中で環境に対するモニタリングとかの取組というのはこれからも継続していかなくてはならないというところかと思っておりますので、委員の皆様におかれましては今後ともいろいろな場面でご意見、ご提言等いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議の次第によりまして議事を着席して進めさせていただきます。本日は、議事1件、報告4件、その他3件がございますので、進行にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事の1、岩手県環境基本計画の指標の変更について、事務局より説明お願いいたします。

○伊勢環境生活企画室企画課長 環境生活企画室の企画課長の伊勢でございます。私から、資料1-1及び1-2に基づきまして岩手県環境基本計画の指標の変更についてを説明させていただきます。では、着席して説明させていただきます。

資料1-1をご覧くださいまして、趣旨でございますけれども、環境基本計画の指標につきましては、昨年度の、2月に開催されましたこの審議会におきまして、東日本大震災の津

波により指標測定対象または指標測定事業が影響を受けたなどの理由による目標値の変更をいたしましたところがございますけれども、その後の状況の変化によりまして、また2つほど追加で変更したいということがございます。

変更内容でございますけれども、これにつきましては1-2のほう、A3の横の長いほうの次の紙をご覧くださいと思います。まず、指標ナンバー16、これは二酸化炭素排出削減対策の推進に係る指標でございますけれども、こちらのほうに市街地における幹線道路の密度というのがございます。これは、平方キロメートル分のキロメートルということで表されるものなのでございますけれども、要するに市街地の面積で市街地に通っている幹線道路の長さを割るという指標でございます。これにつきましては、去年の指標の変更の折には変更いたしませんでしたけれども、二、三年後を目途に新しい目標値を設定しなければならないだろうということに整理されていたものでございますけれども、沿岸地域の市街化区域をどのような場所にするかという部分がなかなか定まらないうと、あるいはそこを通る幹線道路をどういうふうにするかということもなかなか決めがたいというのが、これは県土整備部のほうの指標なのでありますけれども、そういう事情があるということで、市街地の面積及び幹線道路の長さ、分母も分子も今決まらないうと、それも二、三年後にそう簡単に目標設定できそうにないということで、これについては目標値の設定を当分の間見合わせたいという内容でございます。

次に、指標ナンバー90番、90番というのは一番最後に出てくる指標なのですが、自然共生型産業の振興という部分の指標でございます。この中に体験型教育旅行受け入れ学校数というのがございますけれども、これにつきましては前回に見直した指標ではございますのですが、これを昨年度の環境審議会の折には、平成21年度の水準まで戻すという目標値だったのでございますが、その後この指標は岩手県民計画の第2期アクションプランと共用しているほうの指標なのですが、この審議会が終わった後でアクションプランの指標を決めるときに、最後の最後に変更になったということがございます。というのは、平成22年度の新たな数値が出てきたと、統計がまとまったということで、22年度の数字まで回復するというふうに県民計画のほうを直されたということなので、ここの部分は農林水産部の指標なのでございますが、農林水産部のほうは第2期アクションプランに合わせて事業を進捗させるということがございますので、その数値に合わせて環境基本計画のほうの指標も変更しようとするものでございます。

以上でございますので、終わります。

○大塚会長 ただいま岩手県環境基本計画の指標ナンバー16と90、2つの項目につきまして指標を変更するという内容につきまして説明ございましたけれども、内容につきましてご質問、ご意見等ございますでしょうか。特にご意見等ございませんでしょうか。

「なし」の声

○大塚会長 それでは、議事1の岩手県環境基本計画の指標の変更につきましては原案のとおりとすることにいたしますので、決定いたします。

4. 部会報告

- (1) 大気部会報告について
- (2) 水質部会報告について
- (3) 自然・鳥獣部会報告について
- (4) 青森県境産業廃棄物不法投棄対策特別部会報告について

○大塚会長 それでは、次に部会報告に移ります。

環境審議会条例第8条第3項の規定によりまして、部会の議決をもって審議会の議決とすることができることとされております事項がございます、本日はその審議結果について報告するというものです。

それでは、(1)の大気部会報告につきまして、立身部会長様からご報告をお願いいたします。

○立身大気部会長 それでは、座って失礼いたします。実は昨日なのですが、平成25年2月5日に大気部会を開催いたしました。審議結果について報告いたします。

最初に、資料の2-1です。航空機騒音にかかわる環境基準の地域類型を当てはめる地域の変更についてということであります。この航空機騒音にかかわる環境基準の地域類型を当てはめる地域というのは、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい航空機騒音にかかわる基準を当てはめる地域について県知事が指定するというものであります。今回の変更内容は、4月1日から環境基準の基準値がW E C P N LからL_{d,e,n}に変更されると、この基準値の変更に合わせて現在の土地利用状況を反映した上で地域類型を当てはめる地域を見直したということになります。資料2-1の変更が適当であるとして、事務局案のとおり変更指定することを議決いたしました。

それから、2番目ですが、資料2-2です。騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基

づく規制地域の変更についてであります。騒音にかかわる環境基準の類型を当てはめる地域は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準を当てはめる地域について県知事が指定しているものであります。また、振動、騒音及び悪臭規制地域は特定の施設や事業所、または建設作業から発生する騒音、振動及び悪臭を防止することにより、住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域を県知事が指定しているものであります。これらの地域の指定は、原則として都市計画法の用途地域に準拠して行っております。都市計画法の用途地域は、住居、商業及び工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として指定されているものであって、生活環境の保全という見地から行われる騒音等の規制地域の指定と一致することが適当であるということで、これに準拠して行っているものであります。今回の変更内容は、滝沢村、それから矢巾町において都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が変更されたということに伴いまして、これに準拠して規制地域の変更を行うものであります。変更が適当であるとして、事務局案のとおり変更指定することを議決いたしました。

次に、資料2—3ですが、平成25年度大気汚染調査測定計画についてであります。大気汚染防止法に基づく環境大気常時監視については、盛岡市の実施分を含めまして県内10市1町1村の15地点で窒素酸化物、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、それからPM2.5、微小粒子状物質、それから光化学オキシダント、非メタン炭化水素、一酸化炭素の合計7項目について測定することとしております。平成25年度からこの微小粒子状物質、いわゆるPM2.5の成分分析を県内2地点において、イオン成分など計23物質の測定を開始する計画となっております。また、有害大気常時監視については県内8地点において、ベンゼンなど計22物質を測定する計画となっております。では、今回の計画内容は適正なものであり、事務局案のとおりとするということで議決いたしました。

最後に、資料2—4ですが、平成25年度ダイオキシン類調査測定計画についてであります。ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気（一般環境）については、盛岡市での実施分を含めて県内6市において、一般環境で5地点、沿道で1地点測定する計画となっております。また、大気（発生源周辺）については盛岡市での実施分を含めて5地点で測定する計画となっております。今回の計画内容は適正なものであり、事務局案のとおりとすることとして議決いたしました。

以上でございます。

○大塚会長 ただいま大気部会から報告ございました。内容につきましてご質問はございま

せんでしょうか。よろしいでしょうか。

「なし」の声

○大塚会長 ありがとうございます。

それでは、報告の2番目です。水質部会報告についてですけれども、本日千葉水質部会長が欠席されておりますので、環境保全課、玉懸総括課長様から報告をお願いいたします。

○玉懸環境保全課総括課長 水質部会の審議結果につきまして、事務局からご報告をいたします。

資料の3をお開き願います。平成24年9月24日及び11月7日に水質部会を開催し、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の改正について審議を行いました。また、平成25年1月31日に部会を開催し、水質汚濁防止法に基づく平成25年度公共用水域及び地下水水質測定計画並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく平成25年度ダイオキシン類調査測定計画について審議を行いました。これらの審議結果についてご報告いたします。

資料の3-1をお開き願います。県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の改正についてであります。水質汚濁防止法に準じた規制を行っている汚水等排出施設につきまして、環境汚染を未然に防止する観点から、同法の改正と同様の規定を定めようとするものでございます。具体的には、(1)、構造基準の遵守義務といたしまして、健康有害物質を使用する施設において汚水等の漏えいを防止する構造とすること、(2)として、事故時の措置としてpHなど健康有害物質以外の異常についても応急措置の対象に追加すること、(3)といたしまして、測定結果の保存義務として事業者による自主管理を強化することなどの規定でございます。審議の結果、この内容が適当であるとして、事務局案のとおりとすることとして議決いただきました。

次に、資料の3-2をお開きいただきます。平成25年度公共用水域測定計画についてでございますが、水質汚濁防止法に基づく公共用水域の水質の監視といたしまして、4ページの一覧表の右下にございますように、県内の151水域の252地点におきまして、延べ2,649回、項目数にして2万6,931項目の測定を行うものでございます。審議の結果、この計画の内容が適当であるとして、事務局案のとおりとすることとして議決をいただきました。

続きまして、資料の3-3をお開き願います。地下水の測定計画でございますが、水質汚濁防止法に基づく地下水の水質の監視といたしまして、資料8ページ一覧表の下段にお示しているように、70の井戸におきまして1,864項目の概況調査を行うとともに、新たな汚染

が発見された場合には、汚染井戸周辺地域調査を行うものでございます。また、これまでの調査結果で環境基準を超過またはそのおそれが認められた96井戸におきまして、413項目の継続監視を行うものでございます。審議の結果、この計画内容が適当であるとして、事務局案のとおりとすることとして議決をいただきました。

最後に、資料の4でございます。平成25年度ダイオキシン類に係る調査測定結果についてでございますが、ダイオキシン類対策特別措置法に基づきまして、資料の2ページから5ページの一覧表のそれぞれ下段にありますように、公共用水域につきましては36地点、地下水については7地点、土壌につきましては一般環境7地点、それから最後のページになりますが、発生源周辺で45地点においてダイオキシン類31項目の測定をそれぞれ行うものでございます。平成23年度から28年度までの6年間を1クールとしまして、県内を一巡する計画でございます。審議の結果、この計画内容が適当であるとして、事務局案のとおりとすることとして議決をいただきました。

以上が水質部会の報告でございます。

○大塚会長 ただいま水質部会から第17回と第18回の2回の審議結果について報告をいただきましたけれども、報告につきましてご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

「なし」の声

○大塚会長 ありがとうございます。

それでは、報告の3番目に移ります。自然・鳥獣部会報告につきまして、青井部会長様から報告をお願いいたします。

○青井自然・鳥獣部会長 自然・鳥獣部会の報告事項は2件でございます。資料に沿ってご説明いたします。

初めに、資料ナンバー4―1及び4―2をご覧ください。1件目は対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止及び特定鳥獣の狩猟期間の延長及び捕獲等の制限の一部解除についてです。平成24年9月28日付で諮問があったものです。これは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により、キジとヤマドリ捕獲を禁止する期間を2月15日まで延長すること、またニホンジカの狩猟期間の延長と捕獲制限の一部を解除することについて、対象年度を平成25年度まで延長しようとするものでございます。これらにつきまして審議をいたしました結果、原案を適当と認める旨答申いたしました。

続きまして、資料ナンバー4―3をごらんください。2件目は第11次鳥獣保護事業計画の

策定に係るパブリックコメント案についてです。平成24年12月20日付で諮問があったものです。これは、平成25年度から実施する第11次鳥獣保護事業計画の素案についてパブリックコメントを実施するに先立ち、意見を求められたものでございます。審議の結果、原案を適当と認め、パブリックコメントを実施してよい旨を答申いたしました。

報告の詳細につきましては、配付資料をご覧ください。

以上、自然・鳥獣部会の報告を終わります。

○大塚会長 ただいま自然・鳥獣部会からの報告ございましたけれども、内容につきましてご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

「なし」の声

○大塚会長 ありがとうございます。

それでは、報告の4件目です。青森県境産業廃棄物不法投棄対策特別部会報告につきまして、中澤部会長様から報告をお願いいたします。

○中澤青森県境産業廃棄物不法投棄対策特別部会長 事前資料のナンバー5をご覧ください。

平成24年6月7日、岩手・青森県境不法投棄事案に関する特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画の変更について審議会に諮問があり、同日特別部会に付議されました。平成24年12月25日までに計3回の審議を行いまして、その内容の検討を行いました。実施計画については原案のとおり変更することが適当であると認め、12月25日にその旨を答申いたしました。実施計画の要旨及び主な変更点については、先ほど説明しました資料ナンバー5をご覧くださいと思います。

以上で部会の報告は終わります。

○大塚会長 特別部会、3回開催されたということではありますが、実施計画の変更についての報告ございましたけれども、内容につきましてご質問はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○渋谷委員 これとは直接関係ないのですが、先般新聞紙上で新たに6,000トン廃棄物が見つかったというようなことが報道されていたのですが、それとこの計画については何か関連というか、あるのでしょうか。

○大塚会長 はい、お願いします。

○谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 廃棄物特別対策室長の谷藤でございます。現場の廃棄物の掘削につきましては、12月末をもって終了してございます。掘削量等の精査をし

ていった中で、最終的に9,000トンほどの廃棄物の増が確認をされております。その増加分につきましては、できるだけ年度内の処理の調整をとということで努めてまいったのですが、相当量次年度に繰り越す必要が出てきているということがございまして、そのことで新聞の報道になってございます。これは、1月26日に開催されました原状回復対策協議会の中でご報告させていただいているものでございます。実施計画の変更の中では、期間の変更、これは地下水汚染のもとになっています1,4-ジオキサン対策を5年間かけて行うというようなことについての変更、それから5年間で要する経費等についての追加分の変更という形で、この部分についての変更ではございません。廃棄物の処理については一部25年度に繰り越すものは出てくるということでございますけれども、そういう内容でございます。

○大塚会長 よろしいでしょうか。

他に何かございますでしょうか。

「なし」の声

○大塚会長 それでは、関連した質問が1件ございましたけれども、特別部会からの報告につきましてはご了承いただいたということで進めさせていただきます。

5. そ の 他

- (1) 平成23年度環境基本計画の進捗状況について
- (2) 東日本大震災津波に係る環境生活部の取組について
- (3) 災害廃棄物処理の現況について

○大塚会長 それでは、部会報告終わりました、5のその他に移ります。

ここでは、事務局から諸般の報告、説明などがございます。

それでは、(1)の平成23年度環境基本計画の進捗状況について説明をお願いいたします。

○伊勢環境生活企画室企画課長 それでは、平成23年度の環境基本計画の主要施策の実施状況及び数値目標の達成状況について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

資料ナンバー6をご覧いただきたいと思います。まず、1ページ目の概況でございますけれども、現在の環境基本計画は平成23年度スタートしたものでございますので、この評価というのは一番最初の評価になるものでございます。この新しい計画では、7つの環境施策の基本方向について、震災の影響により目標設定を見合わせている5指標を除く85の指標について進捗管理を行っているものでございます。この5つを除くというのは、先ほどご説明した昨年1月

の審議会で外したものの、あと先ほど1個設定しないとされたものが合わせて5個ということでございます。

この達成状況でございますけれども、この達成度を標準到達レベルという基準に照らして、測っております。標準到達レベルというのは、中ほどの※1に記載しておりますが、「目標年次と基準年次とを比較して現年度に達しているべき割合」のことで、例えば2ページの下の表のNo.3「省エネ活動を実施している県民の割合」を見ていただくと、基準年次が21年度で目標年度が27年度とあります。この間は6年ありまして、23というのは2年間進捗しているということでございますので、この場合は6分の2で、33%進んでいけば概ね順調ということでございます。これを標準到達レベルと表現しようとするものでございます。また、現状維持指標では、例えば、毎年同じ60なら60を維持するとかという指標で、100%を上回っていれば到達レベルに達しているというふうに考えようというものでございます。

また1ページ目に戻っていただきまして、7つの分野あるのでございますけれども、その中で到達度が高いのは、IV「安全で安心できる環境の確保」でございます。これは、本県の大気や水が概ね良好に維持されている状況を反映していると考えております。一方、到達度の低い分野がI「低炭素社会の構築」、VII「環境を守り育てる産業の振興」となっております。これは後で個別に説明いたします。

一番下のほうに指標の凡例の説明というのがあるのですが、この中で特に一番下から2番目の◆のマーク、これが現状維持指標を表すマークでございます。下を向いた▼、一番下の、これがマイナス指標でございますので、減れば減るほどいいという指標には下の三角の印がついておりますので、以下の表ではそこら辺をご覧くださいと思います。

では、個別分野に参りまして、低炭素社会の構築に参ります。2ページ目をお開き願います。低炭素社会の構築でございますけれども、下のほうに指標等ございますが、「省エネ活動を実施している県民の割合」、あるいは「乗用車の新車販売に占めるクリーンエネルギー自動車の割合」などは順調でございますが、「チップ利用量」は震災で大口径需要者の施設復旧に時間を要したこと、「木質バイオマス導入事業者数」は事業計画の策定に時間を要し、施設整備の着手が遅れたこと、「フロン類回収量の報告率」は、震災の影響により一部の回収業者と連絡がとれなかったため、達成度が低くなっているものでございます。3ページの下のほうに主な課題と今後の取組というところがございまして、かいつまんでお話しいたしますと、省エネ活動に対する県民の意識が定着してきておりますが、家庭部門や業務部門においては基準年に比べまして、二酸化炭素排出量が高い状況になってございますことから、温暖化防止県民会議

や地球温暖化防止活動推進センターを中心に省エネ活動を促進するとともに、再生可能エネルギーの導入促進が必要という内容、また災害時でも一定の電力を賄えるよう防災拠点への再生可能エネルギーの導入を進めるほか、電力自給率の向上などを図るため風力などの大規模発電施設の立地希望事業者への支援を行う必要があるといったような内容を整理させていただいております。

次に、Ⅱ「循環型社会の形成」でございます。4ページをお開き願います。4ページの指標につきましては、「一般廃棄物最終処分量」、「県民1人当たりごみ排出量」などが減少傾向にありますけれども、「一般廃棄物リサイクル率」、あるいは5ページ冒頭の「産業廃棄物リサイクル率」などが伸び悩んでございます。5ページの下の方の「主な課題と今後の取組」でございますけれども、一般廃棄物につきましては、1人当たりごみ排出量は減少傾向にあるものの、リサイクル率は近年伸び悩んでおりまして、引き続き3Rに関する普及啓発を行う必要がある。産業廃棄物につきましては、排出量は減少しているものの3Rの取組が企業、地域に広がるよう支援を行うこと。また、「適正処理率」は目標達成してはございますけれども、不適正処理が後を絶たないという状況がございますので、継続して監視指導を行うことが必要であります。また、前回の環境審議会において計画のほうに追加させていただきました原発事故対応の放射性物質に汚染された牧草等の農林業系副産物が大量に存在していることから、市町村等と連携しながら早急な処理を促進する必要があるというふうに整理させていただいております。

次に、Ⅲ「自然共生社会の形成」でございます。指標につきましては、6ページをお開き願います。6ページのNo.40「鳥獣保護区の指定面積」、あと7ページに参りましてNo.43「自然公園ビジターセンター等利用者数」、No.47「中山間地域等直接支払制度に取り組む面積」などは順調でございますけれども、6ページのほうに戻りまして、No.37「イヌワシ繁殖率」はえさ動物や採餌場所の不足のため、No.42の「グリーンボランティア人数」につきましては、更新を辞退する高齢者の方が多くなっておりまして達成度が低くなっている状況でございます。7ページ中段の「主な課題と今後の取組」でございますけれども、シカの生息域拡大や農林業被害、クマの出没による人身被害などが発生しているということでございますので、野生鳥獣と人との共存を図るための対策を継続して講ずる必要があると、また農地の多面的機能の維持、増進のため引き続き「中山間地域等直接支払制度」を活用しながら適切な生産活動が継続されるよう支援する必要があるというふうな整理をしております。

Ⅳ「安全で安心できる環境の確保」でございます。指標につきましては8ページ上の大気環

境、あと中段の表が水環境、下段が土壌、9ページに参りまして上の化学物質、中段の監視・観測体制、それぞれの指標について概ね良好という状況だと考えております。主な課題と今後の取組でございますけれども、9ページ下のほうでございますが、微小粒子状物質（PM2.5）については、発生源を把握する等のため成分分析を実施する必要があること、また震災影響で研修会の中止等により十分な周知ができなかった「いわて環境報告書バンク」の取組につきましては事業者等に周知し、環境報告書の作成促進に取り組む必要があるというふうに整理させていただいております。

V「快適でうるおいのある環境の創造」でございます。10ページの指標でございますけれども、No.65「水辺空間の環境保全等に取り組む団体数」、あるいはNo.67「水洗化人口割合」などは順調でございます。「主な課題と今後の取組」ですけれども、県産材の利用を促進するため、県産材を利用した住宅を提案していくとともに、木質バイオマスエネルギーの産業分野の利用の拡大を図っていく必要があるといったような整理をしております。

VI「環境を守り育てる人材の育成と協働活動の推進」でございますが、11ページの指標につきましては、「地球温暖化を防ごう隊実施学校数」、「環境学習交流センター利用者数」など、概ね順調な状態でございます。「主な課題と今後の取組」でございますが、さまざまな啓発事業により環境問題への関心は高まっておりますけれども、具体的な行動に結びついていないという状況も依然ございますので、今後とも環境学習交流センターを通じた取組によりまして、一層の環境学習機会の拡充を図っていく必要があるというふうに考えております。

VII「環境を守り育てる産業の振興」でございますけれども、指標につきましては12ページでございますけれども、No.80「産業・地域ゼロエミッション推進事業による事業者等支援数」については良好でございますけれども、農林業関係の指標が概ね悪い状態でございます。「環境保全型農業に取り組む産地数」につきましては、生産量が減ることへの懸念から生産者の減肥への理解が進まなかったことと、あとはバイオマス関係、例えばチップなどに関連する指標につきましては、先ほど低炭素社会のところで説明したように、震災等の影響によりまして被災した等の影響によって達成度が低くなっているというものでございます。13ページの「主な課題と今後の取組」でございますけれども、「産業・地域ゼロエミッション推進事業」によりまして廃棄物の減量化あるいはリサイクル、そういった事業者の取組を支援していく必要があるというふうに考えております。

以上で雑駁ではございますが、平成23年度の環境基本計画の実施状況の説明を終わります。14ページ以降、3ページほど参考資料といたしまして県事業の予算額等を載せてござい

す、こちらも後ほど参考までにご覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。

○大塚会長 ただいま環境基本計画の平成23年度の進捗状況につきまして、説明ございましたけれども、これにつきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○原田東北地方局環境調整官 今回初めて評価したということですが、ちょっと気になっていますのは、7つの項目ごとに課題と今後の取組ということが整理されているということなのですが、この課題はいいのですが、今後の取組の取扱いというのですか、どういうふう
に予算上反映するとか、あるいは取組をどのように推進するのだといったところが、アクションプランというのですかね、そういったところがちょっとよくわからないので、教えていただければなというふうに思っております。

○伊勢環境生活企画室企画課長 この反映内容につきましては、平成25年度当初予算に盛り込まれるべきものでございます。ただ、今予算の内容について公表する状況になっておりませんので、平成25年度の取組につきましては、この反映状況を踏まえた形で次回の審議会においてご説明させていただきたいというふうに思っております。

○大塚会長 他にございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○中澤委員 4ページの一般廃棄物のリサイクル率の件なのですが、他の項目に関しての達成度はすごくそれなりに高い値を示しているのですが、一般廃棄物のリサイクル率だけがかなり低い値になっていて、目標値が30%で現状が18.7ということで、かなり厳しい状況で、なかなか難しいと思うのですが、今後さらに具体的にどのようなアクションを起こすことによって目標値を達成できるかという、何か具体的なお考えがあるかどうか教えていただきたいのですが。

○大泉資源循環推進課総括課長 資源循環推進課の総括課長の
大泉でございます。目標が30%に対しまして、ここ数年ご指摘のとおり18%台で、ほとんど横並び状態になっております。その前の段階で容器包装リサイクル法等の関係で少し階段状に上がったわけですが、その後18%台で平たんな状態になっておりまして、考え方といたしましては新たなリサイクルの品目が増える、そういったことがないと大きく急激に上がってこないのかなというように受けとめております。

そうした中にありまして、次に考えられるものが生ごみ、それからもう一つは古着、この2

つについて新たな取組をしていかないと大きく上がっていかないのではないのかなというふうに思っております。生ごみにつきましては、一部市町村で、県内全体では堆肥化というのはそんな多くないわけですが、堆肥化に向けた試行的な取組を始めたところがございます。それから、古着につきましては、これも古着という区分で収集している市町村というのはまだまだ少ないわけがございますけれども、一部民間の業者の方々が自治会とか子供会等と協力をして古着を回収して、質の良いものはもう一回袖を通すというリユース、それから衣類として使えないものは今度は素材としてリサイクル等に回す、さらには国内だけではなくて海外で再利用していただく、そういった取組を始めてきているところがございます。市町村を集めた会議等でもそうした新しい取組を紹介しながら、新たな品目である生活系の生ごみ、それから古着、そういったところでリサイクル率の上昇を図っていききたいなど、そういうふうにいるところがございます。

○大塚会長 他にございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○竹原委員 6ページ、7ページの自然共生社会の形成のところでは1つなのですが、こういう取組というのは予算があってこそその話のようにも聞くのですが、例えば今三陸ジオパーク構想とかというように県を含めての取組等が新たになされるかと思うのですが、そういうふうにならぬ取組というか、予算措置がまだ決定されていないものに対してはこういうところではなかなか取り上げられないのでしょうか。あるいは早池峰に関する世界遺産登録を目指す運動とか、あるいはそういう新たな取組も支援するというような項目というのはなかなか難しいのでしょうか、いかがでしょうか。

○伊勢環境生活企画室企画課長 環境基本計画の中で、今取り組もうとしているものはこれらのものということではございますけれども、今おっしゃったような中身につきましては県民計画とか、あるいは復興計画とか、そういったような中身のほうに含まれているものもございまして、そちらの方の計画で推進されていくものもございまして。あとは、新たな取組がないのかということに関しましては、それぞれこの計画を毎年見直していく中で、必要があるものにつきましては新たな事業を掘り起こしていくと、そういう対応をしていくことになるかと思っております。

○大塚会長 もうひとかた手が挙がっておりましたが、お願いします。

○小野寺自然保護課総括課長 自然保護課の小野寺でございます。今委員のほうからご案内のありました早池峰につきましては、既にボランティアの方々を中心として、官民連携で自然保

全活動を行っているところでございますが、先般報道されました世界遺産の関係につきまして、今後具体的な取組の話がいずれ出てくるかとは思っておりますので、今後の対応ということでご了解いただきたいというふうに考えております。

○竹原委員 それでよろしいかと思いますが、あとちょっと基本的に、この今の段階で23年度の取組ということが、ここで23年度というふうなことが出てきたのかなぜか、1年遅れて出てきたというのは何か理由があるのですか。

○伊勢環境生活企画室企画課長 おっしゃるとおりかと思いますが、1つはもっと早い時期に環境審議会にかけるタイミングがちょっととり損なったということと、あともう一つは23年度は前計画と切りかわった新たな計画でございましたので、この評価の取りまとめ方等を検討するのに、若干時間を要したということでご了承いただきたいというふうに思います。

○竹原委員 それで構わないと思いますが、では早急に24年度がまた出てくるのでしょうか。要するに1年遅れにすると、今後の取組等に対してこちら側からなかなか注文といいますか、意見を述べづらいなというふうに思うので。

○伊勢環境生活企画室企画課長 来年度の環境審議会を開催するタイミングというのはちょっとまだ確定していない点もございますけれども、なるべく早い時期に開催する環境審議会でご報告できるようにしたいと思います。

○大塚会長 よろしいでしょうか。現行の環境基本計画が23年度からの10年間ということで、最初の初年度の達成状況ということで、新たに標準到達レベルといったような指標を設けながらということで整理されたということで、今もう24年度が終わりつつありますけれども、23年度の状態だということの報告でしたが、可能であればもう少し早い時期にというような意見がございましたので、ご検討いただければと思います。

はい、どうぞ。

○永田委員 23年度のことが話題になっているときに、現状を振り返って発言しにくい気持ちがあったのですが、主な課題と今後の取組というところにシカの生息拡大が出ていますけれども、早池峰山で山に侵入しかけているシカが増えているという状況が全然これには、年度が23年度ですので、出てきていないのは無理もないかもしれませんが、今後の課題としてニホンジカによる被害の防止とか侵入防止柵の整備というのが早池峰にも当てはまるのかなと思いつきながら見ました。山への侵入も防護柵というか防鹿柵というか、ありますので、そういうこともこれに当てはめて考えていけばいいのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○小野寺自然保護課総括課長 委員のほうからお話ございました早池峰のシカにつきまして

は、早池峰の場合には県有地ということだけではございませんで、国立公園の指定に加えまして土地の所有権の話、それから保護関係でも林野庁ですとかといったいろいろな制約がかかってございます。現状については、今林野庁のほうでの調査を中心に、県のほうも連携いたしまして、加えて地元の方々も含めて今後の早池峰におけるシカの対策については検討を加えながら、連携したそれぞれの役割分担というのもあると思いますので、そういった形で対策を講じてまいりたいというふうに考えてございます。

○大塚会長 よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

それでは、私のほうから1点。いわゆる環境基本計画の進捗状況、あるいは達成状況などについての県民への情報開示といたしますか、そういったのはどのような形で行われていくこととなりますでしょうか。

○伊勢環境生活企画室企画課長 この達成状況の内容につきましては、県のホームページのほうに掲載して公表するというふうに考えております。

○大塚会長 それでは、今日、我々が見ている内容につきましては、ほぼ県民の方もホームページで見ることができるということですね。

○伊勢環境生活企画室企画課長 はい。

○大塚会長 はい、わかりました。

ほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

「なし」の声

○大塚会長 それでは、その他の2番目、東日本大震災津波に係る環境生活部の取組についてと、関連性がありますので、3の災害廃棄物処理の現況についてを併せて報告をお願いいたします。

○伊藤副部長兼環境生活企画室長 環境生活部副部長の伊藤でございます。私のほうから、まず資料ナンバー7に基づきまして説明をさせていただきます。

まず最初に、東日本大震災津波からの復興に向けた取組状況ということで、この資料は毎月開催してございます県の復興本部会議資料でございます。まず最初に、災害廃棄物の撤去・処理についてでございますが、発生推計量は525万トンということでございますが、これについて12月28日現在で撤去が87.1%、現場からの移動ということでございます。これがまだ10%弱残っているわけですが、これらのものは病院でありますとか学校、あるいは住宅の基礎等、コンクリート部分、こういったものが残ってございます。これらにつきましては、現在撤去に向けて取組を進めているという状況でございます。

それから、全体525万トンのうち処理率につきましては27%でございます。なお、この525万トンにつきましては後ほど説明をさせていただきますが、種類の精査等を行っておりますので、これらの状況全体で27%ということでございます。それから、残っております廃棄物につきましては、今後内容物の精査を行って、それらにあわせた処理の方策ということで方針を定め、取り組んでいくこととしております。

なお、下の表に掲げてございますとおり、県内のみでは処理が困難であるということで、各都道府県、政令市等からご協力いただきまして処理を進めているという状況でございます。

次に参りまして、次ページでございます。再生可能エネルギーの導入促進でございますが、(2)の防災拠点への再生可能エネルギー設備導入につきましては4年間の事業として取組を進めております。これにつきましては、全体で計画でございますが、548施設に導入をしようというふうに考えておりますが、平成24年度分につきましては市町村から113施設、それから民間から1施設、それから県では1施設ということで24年度取り組んでございます。

それから、被災家屋への太陽光発電の導入支援につきましては、12月末現在で377件の申請を受け付けております。

また、大規模発電施設の立地促進でございますが、メガソーラーにつきましては1月9日現在で県内に17カ所、44.4メガワットの計画が出てございます。それから、風力、地熱関係ですが、風力につきましては民間事業者が一関、宮城県登米市の県境付近で4万キロワット、うち岩手県分は2万キロワットについて立地するという計画がございます。それから、企業局におきましても一戸町で2万5,300キロワットの立地を計画してございます。

次に、自然公園関係の施設の復旧・整備でございますが、現在の進捗状況でございますが、(2)でございます浄土ヶ浜海岸歩道の復旧整備、それから碁石海岸の駐車場、野営場の整備、それから北山崎等の自然歩道の関係の取組を現在進めてございます。

なお、これの自然公園の関係では、右側の丸の3つ目でございます。国は、平成25年5月を目標に三陸復興国立公園の指定を予定しているということでございます。県といたしましては、三陸復興国立公園の名称につきましては、復興というのは長期的な視点から考えたときに三陸海岸国立公園が望ましいのではないかとといったような意見を提出しているところでございます。

次に、津波に直接でございませませんが、3ページでございます。県では放射線影響対策に関して本部会議を設置いたしまして、1に掲げる4つの方針を定め、それぞれの取組をしているところでございます。(2)の環境関係の主な取組でございますが、1の環境放射能調査でござ

います。まず、1の空間線量の測定、モニタリングによる連続測定でございますが、これは県内10カ所で測定いたしておりまして、盛岡市では平成23年3月14日から測定を再開しております。最大値では同日の0.58マイクロシーベルト、平成23年4月以降は事故前のレベルで推移しているという状況でございます。それから、同様にサーベイメーターでもって定期的に測定をいたしておりまして、盛岡市ではモニタリングポストで一応やっているわけですが、23年11月以降は県内55地点で月1回測定しております。25年1月の最大値は地上50センチで0.24マイクロシーベルトが最大であったということでございます。このモニタリングポストとサーベイメーターにつきましては、後ほどまた説明させていただきます。

降下物につきましては、23年3月から盛岡市で毎日測定をいたしておりますが、事故後の最大値は放射性ヨウ素が7,830ベクレル、それからセシウムが1,320ベクレルというふうになってございます。23年の5月9日以降は不検出でございます。また、文科省の指導に基づきまして24年1月からは月単位の採取によりまして低濃度まで測定するとともに、毎日の降水も継続して測定しておりますけれども、人口放射性核種は不検出という状況になってございます。

大気浮遊じんにつきましては横ばいで推移しているというものでございます。

それから、水道水につきましても事故後の最大値は盛岡市でヨウ素が5.29ベクレル、セシウムが0.13ベクレルでございましたが、23年4月19日以降は全市町村で検出限界値未満という状況でございます。24年度は盛岡、一関、奥州、平泉で週1回の測定しております。いずれも検出限界値未満ということでございましたので、10月以降は月1回の測定になっております。

そのほか、河川51地点、地下水22地点、2海域2地点、海水浴場2地点で調査をしておりますけれども、不検出という状況でございます。

次のページに参りまして、2の住環境の除染等でございますが、県独自の取組といたしまして、国の補助対象とならない地域や市町村における除染等を支援してございます。現在の取組でございますけれども、学校、幼稚園、保育所につきましては子供の滞在時間が長いことから優先的な取組を促進いたしまして、23年12月上旬までに全市町村の除染が一巡してございます。なお、放射線量の測定等につきましては23年度、24年度はこの表のとおりとなっております。

また、特措法に基づく取組でございますが、重点調査地域に指定された奥州、一関、平泉では23年12月28日に地域の指定を受けまして、24年5月に計画を策定しております。この策定は25年度を目標年次としてございまして、調査や除染が現在進められております。また、県といたしましても県内広域局に放射線影響対策の現地チームを設置いたしまして、合同検討会の開

催や環境調査の実施等により支援をしているところでございます。

次に3番目、放射性物質に汚染された廃棄物の処理、そのうち農林業系副産物の処理についてでございますが、これらにつきましては当面市町村等の既存焼却施設を活用して焼却を進めることとしております。現在一関市、遠野市、盛岡紫波地区環境衛生組合で本格焼却を実施しており、八幡平につきましてはもう既に終了いたしております。また、宮古市清掃センターにつきましては、昨日新聞やテレビで報道がございましたが、試験焼却を開始してございます。また、県といたしましては処理に向けて経費の支援ということで事業を起こしてございます。

次に、4の広報啓発関係でございますが、県民向けのセミナーでありますとか行政職員スキルアップセミナー、それからシンポジウムなどを開催しているほか、リーフレットを合わせて15万5,000部を作成いたしまして、県南3市町では全戸に配布してございます。

それでは、5ページでございます。先ほど申し上げましたモニタリングポストによる空間線量の測定でございますが、中段のところでは月平均の空間線量率でございます。奥州市の場合ですと、24年3月では0.103マイクログレイでございましたが、25年1月には0.071ということで31%の減、それから一関市では0.119から0.078ということで34.5%ということで低下しているということでございます。ただ、これは積雪による遮蔽効果も含むものでございます。

なお、これらの表のうちご注意いただきたいのは、※印のところでは下に書いてございますが、高さでございますけれども、環境保健研究センターは14.7メートルの高さで測定している値でございますし、その他は1メートルでございます。

それから、次の参考2のサーベイメーターによる地表付近の測定でございますが、先ほど申し上げましたとおり55地点で調査をしております。県南地域では23年6月から25年1月で放射線量が平均44%、最大62%減少してございます。県南3市町で毎時0.23マイクロシーベルト、年間1ミリシーベルトでございますけれども、以上の箇所が14カ所から1カ所に減少してございます。この状況につきましては、6ページに1月の測定結果を公表してございます。備考に書いてありますとおり、これは積雪ありというふうな状況での測定になってございますので、先ほど申し上げましたとおり雪による遮蔽効果等も考えられますことから、引き続き測定を行って注意深く観測を行ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○大塚会長 それでは、続きまして資料の8-1を事務局からご説明頂きますどうぞよろしくお願いたします。

○谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 それでは、続きまして資料の8-1をご覧いただ

きたいと思います。

災害廃棄物につきましては、平成23年にまず、現場から仮置き場への集積作業に着手をし、それから岩手県で処理の中心となっておりましたセメント工場の復旧を見ながら、破碎選別をするプラントの整備等行ってきております。

平成24年1月から破碎選別等のプラントが整って、本格的な処理が動き出してきてございまして、そうした中で、廃棄物の推計量見直しというのを昨年5月にしてございます。そのときに推計いたしました525万トン、これによって処理を進めてまいったところでございますけど、これまで、生活環境上支障のある可燃物を中心にしながら処理を進めてまいりました。そうした中で、実際、仮置き場から、柱材・角材などの、あるいは可燃系の廃棄物を取り出していくと、だんだん山の性状の質が悪くなると申しますか、土砂分が増えてきたりとか、そういった動きが現場の中で現れるようになってきました。そうしたことがございまして、11月に再精査を行ってございます。再精査をいたしました結果が1に概要が書いてございますけど、柱材・角材、これは大きめの木ですね。これを山から抜き出していくのですが、山からそういうものを抜き出していく中で、だんだん取り出せるものが少なくなっているということで、柱材・角材が減少してきている一方で、細くなったもの等が可燃物に移行したり、あるいは、土砂分として移行してきているといったことがあって、可燃物あるいは堆積土、こういったものが増加をしてきているということでございます。

それから、不燃系の廃棄物の中で、一部減少してきているものも出ていて、選別の過程の中で変化が起きている。それから、コンクリートがらについては、解体・撤去の中で、大型解体物等が見込まれる中で増えてきているということでございました。それから、漁具、漁網等については実際の山から処理を進めていきますと、比重が見かけ上結構軽いということがわかってまいりまして、これも減少ということで見直しをしているといったようなことでございます。

それぞれの廃棄物の精査の動きというのが資料の8—2、次ページをご覧くださいと思います。これは、当初詳細計画の中では仮置き場の山の状態で見ておりましたけれども、これを実際に受け入れ先の方に持っていく出荷ベースの中で再度見直しているということがございます。それぞれの可燃系あるいは不燃系、そうした中での処理済み、それから残量というものをここでお示しをしてございます。全体量として見込み量は動いてはいないのですが、中身が動いてきているということでございます。

さらに、資料の8—3、次ページをご覧くださいと思います。先ほど全体の進捗率として27%というお話をさせていただきました。525万トンのうち処理済みが12月末現在で142万ト

ンとなってございます。広域処理というのは随分話題にはなっているのですけれども、現在可燃系、それから不燃系の一部、これを広域、13都府県でお願いをしてございますけれども、12月末時点で広域処理は142万トン中8万トンほどということで、およそ6%弱ぐらいになるかと思っておりますけれども、その程度をお願いしております。できるだけ県内処理を中心にいたしながら、26年3月までの処理に能力として間に合わない部分についてご協力をいただいているというところでございます。

残存量としては383万トンということでございまして、資料次ページをご覧ください。現在の種類別の処理状況をお示ししてございます。柱材、角材につきましては見直した推計量15万7,000トンのうち4万トン、それから可燃物については67万6,000トンのうち26万トンということでおよそ39%、柱材、角材、可燃系の廃棄物につきましては広域処理とのマッチング等もございまして、期限内までの処理に今目途が立っているというところでございます。

さらに、不燃系の廃棄物、それから津波堆積土については今処理が進んでいないというところがございますが、先ほど不燃系の廃棄物の処理を進めるために復興資材のマニュアルというものを県のほうで昨年6月に定めたということをお話しさせていただいたと思います。これは、津波堆積土等につきましては廃棄物としてさまざまなものがまじってはいるのですけれども、適切に分別をいたしますと土砂代替として、資材として活用ができるということが見込めるというようなことから、こういった形であれば使えるかというようなことで、含まれている成分であるとか、あるいは土工資材としての品質、こういったようなものについて確認をして、利用いただくためのマニュアルといったものも整備をさせて、そのマッチングを進めてきているところでございます。こういったことで、具体的に秋ぐらいから例えば防潮林の下に土砂分を使うとか、そういう動きも出てきてございます。

あと、コンクリートがらにつきましてはこれまでも再生資材として利用が進んでいたというようなこともございまして、非常に処理といいますか、利用も進んできてございます。むしろ発生見込み量よりも使われる見込みのほうを上回っているのではないかというような状況にもなってきてございます。

それから、金属くず等については有価物というような形で今処理が進んでおりまして、おおむね4割ぐらいに来ているというようなところがございます。それから、漁具、漁網についてはやっぱり県内での処理体制がなかなか整っていないということで、現在金沢市であるとかお願いをして、処理をしているという形で進んできてございます。

資料の1ページに戻っていただきまして、こんな状況でございまして、不燃系の廃棄物につ

きましては県内の安定型最終処分場だとか、それからセメント工場でのいわゆる土砂代替等、原料代替として使いますので、そういった利用を進めること、それからセメント利用にならないものについては安定型の最終処分場であるとか、それから有機物が多くなってまいりますと管理型の最終処分場での処分が必要になってくるということで、その確保に今いろいろお願いをしているというようなところでございます。

それから、復興資材の活用見込みとして、現時点で津波堆積土についてはまだ4割ぐらいということで、今後公共工事が進められていく中で活用できるものについて使っていただくというようなことで取組を進めてまいりたいというように考えてございます。今までのところ、月大体3%から4%近い、そういった処理ですので、加速をしてきてございますけれども、これは月5%程度の処理に持っていくことによって年内に90%ぐらいの処理が見込めるのではないかと考えてございます。特にこれまで取り組んでまいりました可燃系というのは比較的比重が軽いものですから、重量としてはなかなか進んでいないように見えるのですが、沿岸地区等ごらんいただくとおわかりのように、かなりかさとしては、仮置き場の山としては減ってきているといったような状況もございますので、引き続き災害廃棄物の処理について取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○大塚会長 ただいま震災からの復興に向けた取組状況と、それから災害廃棄物の処理状況について説明ございましたけれども、内容につきましてご質問等ございますでしょうか。

中澤委員 お願いします。

○中澤委員 廃棄物の精査のほうの2ページ、資料ナンバー8—2のところ、不燃系の廃棄物で3つに分類されていますけれども、安定型と管理型とふるい下くずということで、これはそれぞれ安定型は安定型の最終処分場、管理型は管理型の最終処分場に埋め立てるという形での分類をされているのですかということと、あとふるい下のくずというのがセメント工場で処理するというふうな、そういう分類ということで考えていらっしゃるのでしょうか。

○谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 今委員にお話しいただいたような想定の中で受け入れ先を考えているものでございます。

○中澤委員 管理型の土砂混合くずってかなりの量を占めていると思うのですがけれども、実際この量の不燃物を最終処分場で埋めるというのはなかなか、現在の日本の状況を考えた場合に難しいというふうに考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 すみません、管理型の土砂混合くずもセメント工

場での飲み込みも想定をしながらやってございまして、できるだけ資材化として使うこと、それからもう一つは有機物の多い土砂混合くずであっても、少ないものと調整をすることによって資材化ができないかといったところも今探ってございまして、そういうことも工夫をしながら、何とか県内で使える道も探っていきたいなということで考えてございます。

○大塚会長 よろしいでしょうか。

それでは、野澤委員からお願いいたします。

○野澤委員 提案といいますか、提言といいますか、そういうことでございますけれども、放射性物質に汚染された農地の問題です。これは、今生産物は焼却処理するということになっておりますけれども、多分これがどのぐらい年数続くのか、非常に悩ましい問題だと思うのです。そういう中で、そういう農地に関しては当分の間、油脂植物を生産するというふうな形がとれないかなと思うのです。油脂にはセシウムとか移行しませんので、それを食用にするわけにはいかんでしょうけれども、BDFとして活用していくというふうなことで仕組みを作っていければ、農業として油脂植物を生産ということが継続して取り組んでいけるということになるのではないかと思います。東北農業研究センターは福島において、汚染した場所においてそういったことを計画しているというふうに聞いておりますので、東北農研センターともうまく連携をして、岩手県内の食料の生産できない農地についてはそういう取組をしていったらいかかなということで、ご検討いただければと思います。

○伊勢環境生活企画室企画課長 ただいまご提言のありました内容につきましては、環境基本計画の内容というより農林水産部の所管にかかわるところでもございますので、農林水産部のほうに今のご提言をお伝えしようと考えております。

○大塚会長 よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○市原委員 資料のナンバー7の5ページの空間線量率のモニタリングポストのところなのですが、以前から気にはなっていたのですが、盛岡市のモニタリングポストというのが14.7メートルのところに盛岡市だけあるのですが、これはこの値として、ほかに1メートルのところでの値というのを他とそろえて載せるということは考えておられないのでしょうか。

○玉懸環境保全課総括課長 環境保全課総括課長の玉懸でございます。

このモニタリングポスト自体は昭和62年にチェルノブイリの影響を把握するために設置して、継続していますので、これはこれですと使うことになると思うのですが、地表付近の放射線量をサーベイメーターで先ほど説明したように55地点という形ではかっていますので、あ

わせて公表するように継続してまいります。

○市原委員 岩手日報とかに載っている線量のデータですと、いつも盛岡市だけ低くて、14.7メートルと書いてあるのですけれども、そういう一般の人に公表するときの値として、1メートルの値というのはどうなのでしょう。

○玉懸環境保全課総括課長 モニタリングポストの値は毎日公表ということで、当初盛岡の14.7メートルという表記がなかったのです。盛岡だけやけに低いなということがありまして、岩手日報さんともご相談しまして、ここはちょっと他のポストと違って屋上にあるのだよということで14.7と表記しております。一方、サーベイメーターのほうは月1回の測定でございますので、毎日の新聞のそこの欄ではなくて、月1回の報道資料提供ということで、各新聞社から記事のほうに載せていただいております。

○市原委員 では、毎日の測定にはちょっと反映できないという、今後その予定もないという感じでしょうか。

○玉懸環境保全課総括課長 盛岡の場合は毎日測定ということではなくて、参考までに近くで滝沢村のほう、県立大学の敷地の中にモニタリングポストがありまして、これが盛岡広域圏の1メートル値ということで読んでいただければよろしいかと思えます。

○市原委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○大塚会長 はい、どうぞ。

○渋谷委員 資料7の2ページ目の下のほうなのですけれども、明るい話題と言ったらあれなのですけれども、国で今年の5月に三陸復興国立公園の指定を予定しているということで、県当局もいろいろ利用施設の再整備とか進められていると思うのですけれども、ジオパークも含めて沿岸の復興の交流人口の増加とか考えた時に、三陸復興国立公園とか非常にいいのかなと思うのですけれども、ここではなかなか予算の関係もあって来年度の話はできないかもしれないのですけれども、わかる範囲で結構なのですけれども、国立公園指定に関して県当局で何かイベントといいますか、県内でどんなことをお考えになっているのかということと、その下に11月にアジア国立公園会議というのが仙台で開かれることになっておりまして、ここでも岩手県内の公園の状況とかそういうのを説明するというか、そういういい機会かなと思うのですけれども、こういったものの対応についてどうお考えになっているのかなというのを、今わかる、お伺いになっている範囲で結構なのですけれども、教えていただければありがたいと思います。

○小野寺自然保護課総括課長 1つ目の三陸復興国立公園、県のほうでは三陸海岸国立公園と

して欲しいという意見を国に提出しておるのですけれども、その整備の関係のイベントでございしますが、これはすべて国の工事を県が施行委任して実施しているところでございますので、施設整備についての予算につきましてはすべて国費のほうで賄うということでございます。ただ、国立公園内でも県あるいは市町村のほうで設置した施設等もございますので、それらにつきましてはそれぞれ県のほうでも予算措置をして、着々と整備は進めてまいりたいというふうを考えておりますし、24年度までもそういったことで進めております。

イベントの関係でございますが、現時点では県がどうのこうのといいいますか、県主催でのというものは考えておりませんが、今申し上げましたとおり国立公園ということで環境省のほうと連携とりながら、環境省のほうでお考えがあるやにも伺っておりますので、ただどの時点で記念イベントのようなものを開催するかというのはまだ情報は入ってございません。浄土ヶ浜のほうの完成に合わせるのか、あるいは碁石海岸のほうまで整った段階でというふうにお考えなのか、その辺も見ながら県としても積極的にかわりを持ってまいりたいというふうを考えてございます。

それから、アジア国立公園会議の関係でございますが、これも主催のほうは国、環境省のほうでございますけれども、この中で現時点で情報をつかんでおりますのは、この期間内に仙台会議とあわせて、それぞれの八戸、それから陸中海岸国立公園、浄土ヶ浜中心になるかと思えますけれども、そういったところにアジア各国から参加された方々をエクスカージョンということでお連れすると、地元のほうでも観光もあわせて、現状を見ていただくのも当然でございますが、そういったものをアジア各国の参加されている方々に、あるいは全国の方々にも見ていただくような予定となっているところでございます。

○大塚会長 よろしいでしょうか。そのほかございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○原田東北地方整備局環境調整官 恐れ入ります、私のほうから2点ほどお伺いしたいのですが、災害廃棄物の件なのでございますが、先ほどご説明の中で国のほうでは概ね3年以内で処理を終えるという目標値はございましたが、先ほどご説明の中で今後進捗が進めば概ね90%以上、目標年度内にいけるのではないかとということでご説明ございましたが、おおよそ達成できるというふうに理解してよろしいのかなというのが1点目。

2つ目でございますが、これが本当にできるかどうかわかりませんが、この資料の7にもございますが、仮設の焼却炉というのが今稼働しているわけでございますので、この仮設の焼却炉というのは多分予算上は3年なり4年なりで処理すれば、施設そのものは仮設ですか

ら撤去されるというふうに思うのでございますが、せっかくなつくっていただいた、仮設とは言え立派な焼却炉でございますので、三陸沿岸の各市町村で再利用するようなことを念頭に置いて調整されたほうが、被災町村の焼却についてもより効率的な機能が転用できるのではないかと、このように思っているのですが、あとは施設と効率的な運用というのですか、利用というのですか、そういったこともぜひ考えていただきたいなというふうに思っておりました。

以上2点でございます。

○谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 まず最初のご質問でございますけれども、先ほど申しましたように現在の計画を加速することによって12月ぐらいまででおよそ90%はいくのではないかと、そのことによって目標期限の26年3月には何とか処理を終わらせるように頑張りたいというところで今進めているところでございます。そのために県内の処理を最大限使いながら、あふれる分については広域でのお願いもしながら進めているというところでございます。

それから、仮設焼却炉のお話ございました。岩手県内におきましては、1度廃止といいますが、休止した焼却炉を再度復活させたもの1基と、それから新たに設置したもの1基でございます。かなり災害廃棄物専焼すると、相当無理な運転をしてございます。なので、その後果たして使えるかどうかというのは非常に悩ましいところもあるのかなと思っています。

それから、もう一つは、これは補助制度上の課題もあるのですが、災害廃棄物の補助事業の中で財産として形成していくことが認められていないものですから、これはリースという形で今運用してございまして、なかなかそういった点での整理、技術的な部分、それから制度上のことでもなかなかその後の利用というのはちょっと厳しいのかもしれないのかなというふうには今、現時点では考えてございます。

○原田東北地方整備局環境調整官 2つ目の件なのでございますが、おっしゃるとおりだと思います。財産の処理の問題とかいろいろあるのは存じ上げておりますが、せっかく、確かにハード運用していますから、施設そのものが耐用年数を過ぎてしまえば当然価値がなくなるわけでございますので、ただ、とは言いながらも三陸沿岸の市町村でそういう焼却施設がぜひ転用したいというようなどころもあるのではないのかなというふうに思っていますので、その辺は何か復興庁とうまくやりとりすれば幾らでも風穴があきそうな気がするのですが、それは沿岸市町村が使いたい、あるいは活用していきたいという前提の上の話なのでございますが、ぜひそういうことも俎上に上げて、せっかく作っていただいた施設を再運用していくと、そういうことをやることによって要はコストの、税金の効率化につながるというような気がするのですが、もちろん使えない施設を使えというわけではございませんので、ぜひその

辺を視野に入れた調整をお願いしたいなというふうに思っております。

○谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 最終段階でどのような形で焼却炉が使えるものかどうかということもありますけれども、今のご意見、地元の声ということもあろうかと思しますので、踏まえて考えていきたいと思えます。

○大塚会長 それでは、どうぞ。

○竹原委員 私からも2つあるのですが、資料7の2ページ目のところの三陸復興国立公園のことをまず最初です。被災した施設が多数あって、その後(2)のほうに復旧整備というところでは、ここでは数カ所の箇所しか出ておりませんが、国あるいは県として今後の整備をどのように考えているかというのがなかなかこちらのほうには聞こえてこないという状況ですので、できる限り情報があれば伝えていただきたいということと、あとどうしても復旧整備という名称でいきますと、被災された施設を再び戻すというようなイメージがすごくあるのですが、果たして施設を復旧することがいいことなのかどうかという検討も是非ともしていただきたいと。要するに利用されないキャンプ場とか、あるいは最もこの地域での売りとなるものはやはり自然の景観ということで、今まで整備された遊歩道とか、あるいは海岸道路が果たして景観にマッチしているものかどうかという詳細な検討を加えて、よりよいものにしていただきたいと、それがまさしく復興ではないかなというふうに思っております。施設を戻すことだけではないのだということで、そういう意味ではその目標の中に自然再生という項目、環境省が担当であるから、環境省がつくった自然再生法というものを活用していただきたいというような希望を持っておりますので、そういう情報をできれば出していただきたいということです。

2番目は、その上のほうの大規模発電施設等の立地促進という部分に関してなのですが、立地促進に関しては進めていただければよろしいのですが、来年度から風力に関しては環境影響評価の対象事業というふうになるかとたしか思うのです。今回の震災にかかわる以前から各地で風力の調査等行われていまして、北上山地に関してはほとんどすべての地区が対象となって、事前に調査をされていると思います。環境影響評価が実施される前といいますか、直近になってばたばたといろんなところから手が挙がってくるのではないのかなと、今回も民間事業から大分大きなものが公表されておりますが、実施前に駆け込み的に出てくるものに対して、促進はするのだけれども、やはり環境影響評価の基準に基づくような環境配慮ということを必ずその事業者、あるいは県のほうで指導といいますか、行っていただきたいと。山が全部風力のプロペラだらけになることをすごく懸念しているものです。これは、当然地熱に対しても多分同じような傾向があるかと思うのですけれども、すべてに関してはやはり環境影響評価

を行うと、義務ではないのでしょうかけれども、準ずる扱いということで進めていただきたいと思います。

○小野寺自然保護課総括課長 前半部分、被災地関連の復興、復旧工事の関係でございますけれども、これは前にも委員のほうからご指摘いただいております話でございます、自然環境との調和を図りながらやるということは全県通じての共通の認識でございますので、今後ともそういった情報につきましては関係課等を通じましていろいろなご指導をいただきながらやってまいりたいというふうに県としては考えているところでございます。

それから、お話の中で出ました自然再生の関係でございますが、情報ということでございませぬけれども、陸前高田市の小友浦に干潟再生ということで、これは被災前には農地造成とかいろいろな経緯がございまして、防潮堤をつくっておりましたけれども、被災でその防潮堤もすっかり壊れてしまったという現況にあるのですが、そこに国の補助金を使いまして、干潟再生ということで今年度調査事業を入れているところでございますので、この場で改めまして情報提供をさせていただきます。

○玉懸環境保全課総括課長 環境影響評価を所管しております環境保全課でございます。発電所のアセスメントにつきましては、平成24年の10月1日から新制度が施行されておまして、風力発電については第1種事業が1万キロワット以上、第2種事業が7,500キロワット以上という規模要件で環境影響評価が義務づけられております。それで、この経過措置といたしましてNEDOがマニュアルをつくっておまして、これに則って自主アセスをやった分について法定アセスのほうに情報を共有して円滑に移行するという形になっておりますので、現在の法定制度のほうにきちんとつなげるように指導していきたいと思っております。

○大塚会長 よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○永田委員 近いうちに催しが1つあるのですけれども、2月の17日にアイーナで津波被害による植生の変化などを調査された専門家の方たちがお話をされる行事があります。主催は日本植生学会と日本自然保護協会です。ちょっと詳しい内容を今持ってきていないのでお話しできませんけれども、それらの研究をぜひ参考にされて、復旧のあり方についてはそれらも取り入れてやってほしいと思っております。

○小野寺自然保護課総括課長 貴重な情報ありがとうございます。工事自体を当部で所管しているというのは極めて少ないものですから、当部も含めましてそういったことは参考にさせていただきながら、今後とも復旧、復興を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○大塚会長 そのほかございますでしょうか。

私のほうから、では1点。災害廃棄物の今後の処理に関してなのですが、8—4の資料、種類別に見ると残っているのが津波堆積土、それからコンクリートがら等なのですけれども、コンクリートがらにつきましてはいわゆる復興資材、分けても骨材等がかなり足りないということで、こういったものは先行的に使えて、ほぼそういった再生資材として来年の3月までに使用といいますか、可能なのかという点が1点と。

津波堆積土については、これは種類別で最も多いところですが、先ほど当然何らかの処理をしないと使える部分と使えない部分があるかと思いますが、目標としては41%を見込むということですが、最終的に残ってしまうという部分につきましてはどのような処理を最終的にされるのか、この2点についてお伺いしたいのですけれども。

○谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 まず最初にコンクリートがらのほうですけれども、今時点で使いたいということで申し出いただいているものが発生見込み量を上回っているということを先ほど申し上げましたので、そのまま工事が進めば目標期限までにこれは処理ができるかなど。それから、津波堆積土の4割というのは現時点で見込みが立っているものということで、いろいろと工事の種別もはっきりしてくる中で、だんだんに使えるものというのは見えてくるのかなというふうに思っています。また、一方では公共工事で発生する土砂量もかなり多いという話もございまして、関係部局とも調整をしているところですが、できるだけ、工事のタイミングあるいはその場所での工程ということもございまして、復興資材という形で使っていただくようなことで取り組んでまいりたいなと思っています。どうしても使えないとなると、最後は最終処分場という話もあるのですが、堆積土の場合はほとんど資材として使えるものというふうに考えておまして、何とか使う道を見つけていきたいなというふうに考えてございます。

○大塚会長 そうしますと、津波堆積土につきましては26年3月までにもし需要がなくても、これはもう復興資材といいますか、そういったものの可能性があるということで、例えば備蓄という表現ですか、そういう形になるのでしょうか。

○谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 そうですね、いわゆる処理が済んだ段階で資材化としてはできるのですが、その工事で使うかということになりますとタイミングの問題が出てまいります。今仮置き場とかそういうところでストックできるかというところもちょっといろいろ課題になっておまして、この辺については制度の問題であるとか、あるいは場所の問題であるとかというようなところで、いろいろと調整をさせていただいていると。何とか、例え

ば公共工事が遅れたとしても、資材化をすることによって処理が済んでいるという形が取ればいいかなというふうに思っています。

○大塚会長 はい、わかりました。その方法でいけばベターなのかなと思います。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

「なし」の声

○大塚会長 それでは、その他の2、3につきましては委員の皆様からたくさん質問、あるいはご意見いただきまして、どうもありがとうございました。

その他も終わります、そのほかこれ以外のところで委員の皆様から何か発言等ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

「なし」の声

○大塚会長 それでは、以上をもちまして議事等は終了させていただきます。ご協力どうもありがとうございました。

6. 閉 会

○伊藤副部長兼環境生活企画室長 それでは、以上で本日の審議会のすべてを終了いたします。長時間にわたりましてありがとうございました。